

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会要綱

(設置)

第1条 児童及び生徒の教育環境並びに教育施設の今後のあり方を検討するため、四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問を受け、次に掲げる事項について審議し答申する。

- (1) 町が設置する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) P T A
- (2) P T A 女性委員
- (3) 区長会
- (4) 学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問のあった日から諮問事項の答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が召集し、その議長は、会長を持って充てる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は教育委員会に置き、庶務は学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。